

新型コロナウイルス・台風第19号被害に関する支援策等のご案内

小田原箱根商工会議所

新型コロナウイルス・台風第19号による影響を受けている事業者に対する融資制度・補助金制度・雇用に関する助成金などの支援策につきまして、以下の通りご案内しますので、ぜひご活用ください。

（令和2年3月30日時点）

【融資制度】

○日本政策金融公庫による資金繰り支援

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付…別枠融資 金利3年間0.46%（一定条件で3年間利子補給）
- ・新型コロナ対策マルケイ…小規模事業者が対象 別枠融資 金利3年間0.31%
- ・災害復旧貸付（台風被害）…別枠融資 金利1.36%（被災証明がある場合は金利3年間0.46%）

○信用保証協会による資金繰り支援

別枠となるセーフティネット保証4号・5号及び災害・コロナウイルス関係保証を実施

○箱根町中小企業者経営安定緊急融資

上限500万円 金利1.4% 返済5年以内 信用保証料全額補助、最大24回まで利子補給

【補助制度】

○地域企業再建支援事業補助金（自治体連携型補助金）

台風災害で損壊した中小企業の、事業用建物や機械設備の復旧・整備

補助率3分の2～、補助上限額は2,666万円～ 公募期間：未定 問合せ：小田原市、箱根町

○小規模事業者持続化補助金

小規模事業者の販路開拓を支援 補助率3分の2 補助上限50万円 公募中

○ものづくり・商業・サービス補助金

中小企業者等の設備投資を支援 補助率2分の1～ 補助上限1000万円 公募中

○IT導入補助金

IT導入による効率化を支援 補助率2分の1～ 補助上限2分の1 公募中

テレワーク等のITも対象

【雇用関連】※問合せ先：神奈川県労働局またはハローワーク

○雇用調整助成金の特例措置の拡大

労働者の雇用の維持を図った場合、休業手当や賃金の一部を助成 申請条件緩和の特例措置

助成率 中小企業5分の4（解雇等を行わない場合10分の9）※4月1日～

○小学校休業等対応助成金

新型コロナウイルスに関連し小学校等休校に伴い、保護者として子どもの世話をする必要になり業務ができなくなったことに関連する助成金 ※対象期間：2/27～3/31 申請期間：～6/30

- ・有給の休暇（労基法上の年次休暇を除く）を取得させた事業主への助成金（支払った賃金相当額 上限8330円）

- ・契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者の方（1日あたり定額4100円）

○時間外労働等改善助成金

新型コロナウイルス対策として、テレワークを新規で導入する等の中小企業

補助上限100万円 補助率2分の1